

不当要求情報管理機関登録規程の一部を改正する件新旧対照条文
 不当要求情報管理機関登録規程（平成三年国家公安委員会告示第五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

（目的）

第一条 この規程は、不当要求情報管理機関（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）

（第三十二条の三第二項第七号に規定する不当要求情報管理機関をいう。以下同じ。）の登録に関し必要な事項を定めることにより、不当要求情報管理機関の業務の適正な実施に資することを目的とする。

（登録の要件）

第三条 登録の要件は、次の各号のとおりとする。

一 役員（当該不当要求情報管理機関が法人その他の団体以外の者である場合にあつては、その主要な職員をいい、当該不当要求情報管理機関が法人その他の団体に置かれた機関である場合にあつては、当該団体の役員を含む。次条第二項第三号及び第四号において同じ。）のうち次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 暴力的不法行為等（法第二条第一号に規定する暴力的不法行為等をいう。）又は法第八章（法第五十条（第二号に係る部分に限る。）

）を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

ロ・ハ（略）

二（四）（略）

（電磁的記録媒体による手続）

（目的）

第一条 この規程は、不当要求情報管理機関（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）

（第三十二条の二第二項第七号に規定する不当要求情報管理機関をいう。以下同じ。）の登録に関し必要な事項を定めることにより、不当要求情報管理機関の業務の適正な実施に資することを目的とする。

（登録の要件）

第三条 登録の要件は、次の各号のとおりとする。

一 役員（当該不当要求情報管理機関が法人その他の団体以外の者である場合にあつては、その主要な職員をいい、当該不当要求情報管理機関が法人その他の団体に置かれた機関である場合にあつては、当該団体の役員を含む。次条第二項第三号及び第四号において同じ。）のうち次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 暴力的不法行為等（法第二条第一号に規定する暴力的不法行為等をいう。）又は法第八章（法四十七条を除く。）に規定する罪に

当たる違法な行為を行い罰金以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

ロ・ハ（略）

二（四）（略）

（フレキシブルディスクによる手続）

第十六条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式）その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第三号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一〇九（略）

第十六条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第三号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

一〇九（略）

2 前項のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

3 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つて行わなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二 ポリニウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

三 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

4 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二〇二に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

5 第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 提出者の名称
二 提出年月日

電磁的記録媒体提出票

国家公安委員会 殿

年 月 日
提出者の名称
主たる事務所の所在地

不当要求情報管理機関登録規程第16条第2項において準用する

第4条第1項

第4条第2項

第8条第2項において読み替えて準用する第4条第1項の規定により提出す

第8条第2項において準用する第4条第2項

第9条第1項

べき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記載された事項は、事実と相違ありません。

1 電磁的記録媒体に記載された事項

2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考 1 「電磁的記録媒体に記載された事項」の欄には、電磁的記録媒体に

記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記載されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合には、その書類名を記載すること。

3 不要の文字は、横線で消すこと。

4 該当事項がない欄は、省略すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

フレキシブルディスク提出票

国家公安委員会 殿

年 月 日
提出者の名称
主たる事務所の所在地

不当要求情報管理機関登録規程第16条第2項において準用する

第4条第1項

第4条第2項

第8条第2項において読み替えて準用する第4条第1項の規定により提出す

第8条第2項において準用する第4条第2項

第9条第1項

べき書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記載された事項は、事実と相違ありません。

1 フレキシブルディスクに記載された事項

2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考 1 「フレキシブルディスクに記載された事項」の欄には、フレキシブ

ルディスクに記載されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

2 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記載されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合には、その書類名を記載すること。

3 不要の文字は、横線で消すこと。

4 該当事項がない欄は、省略すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。